

新公益信託税制の検討

東京大学社会科学研究所教授 藤 谷 武 史

— 目 次 —

- はじめに
- 今次改正までの経緯
 - 公益信託法制の沿革
 - 旧公益信託税制の展開
 - 新公益信託法整備に向けた論点
- 新公益信託税制の基本的特徴
 - 基本構造—「一階部分」「収益事業課税」を持たない簡素な仕組み
 - 「特定資産公益信託」の例外
 - 公益信託終了時の処理
 - 公益信託財産の課税上の地位
- 新公益信託税制の各論的検討
 - 含み益資産の扱い
 - 住民税との関係
 - 消費税の扱い
- むすびにかえて

1. はじめに

先般、新たな公益信託法⁽¹⁾および公益認定法⁽²⁾の改正案の成立と相前後して、所得税法等を改正する法律案が可決、成立した。この税制改正は、旧信託法の制定以来初となる公益信託法の全面改正に伴い、長年の懸案であった公益信託税制（以下では「旧公益信託税制」と呼称する）を改正したものであり、その中には公益信託税制の基本的な考え方の整理に関わる部分も含まれている。本稿は、この新たな公益信託税制につき、具体的な改正事項に触れつつ⁽³⁾、新たな公益信託が、所得税法をはじめとする税制の中でいかなる位置づけを与えられたか、という理論的な観点も交えつつ、解説

を加えることを目的とする。

2. 今次改正までの経緯

今回の改正の意味を理解するためには、まず、公益信託税制のこれまでの経緯を振り返っておくことが有用である。そのためには、まず、公益信託法制の沿革について、簡単に確認しておく必要がある。

(1) 公益信託法制の沿革

平成18年改正前の旧信託法（大正11年法律第62号）には、公益信託に関する規定（旧信託法66条～75条）も含まれていたが、平成18年の信託法全面改正では、公益信託部分の改正は見送られており、今回の改正はいわば積

み残した課題の回収であった。平成18年に改正が見送られた理由は、当時、旧民法の公益法人法制についても、主務官庁許可制の廃止を軸とする全面的な見直しが進行しており⁽⁴⁾、その動向を踏まえる必要があるとされたためである。そこで、新たな信託法（平成18年法律第108号）の成立と同時に、旧信託法の公益信託に関する規定のみを残し、法律の名称を「公益信託ニ関スル法律」に改めるという改正が行われた（以下、同法に基づく公益信託を便宜上「旧公益信託」と呼称する）。ただし、平成18年信託法制定時の衆・参両院の附帯決議で、積み残された公益信託制度について、公益法人制度と整合性の取れた制度とする観点から遅滞なく見直しを行うこととされていた。その後、平成25年11月末で新公益法人制度（平成20年12月1日施行）の下で旧公益法人等に与えられた5年間の移行期間が満了したこともあって、平成27年頃から公益信託法の改正作業が開始され、法制審議会信託法部会での審議を経て、平成31年2月には「公益信託法の見直しに関する要綱」が法務大臣に答申された。

とはいえ、その時期にはまだ、新たな公益信託の税制上の取り扱いについて具体的な折衝は始まっておらず⁽⁵⁾、新たな公益信託の認可・監督を担う「行政庁」（要綱・第7）も具体的に特定されないままであった。かくして公益信託法改正の立法作業は、暫時停滞を強いられることとなる。

他方で、公益法人の実務者の間では、かねてより、平成18年公益法人制度が、KSD事件等の公益法人不祥事を端緒とするものであったために、過度の規制強化に傾き、民間による公益的活動の自由な展開・伸長を妨げている、との批判があった。令和3年秋に発足

した岸田内閣の下で、「新しい資本主義の下、社会の変化等に柔軟に対応し多様な社会的課題解決に向けて民間の力を引き出していくための制度改革が必要である」⁽⁶⁾という議論がなされるに至り、公益法人制度の合理化を行う立法への気運が高まることとなった。前述の通り停滞していた公益信託法の立法作業も、この流れに合流して再始動することとなる。具体的には、公益信託の認可・監督を行う行政庁を（国レベルでは）内閣府・公益認定等委員会とする「共通の枠組み」で処理することとなり、併せて、過度に厳格で公益法人の成長を妨げると批判されていた収支相償原則や遊休財産規制等の規律等の見直しを、新たに整備される公益信託の財務規律にも及ぼすことなどが定められ、具体的な立法スケジュールに乗せられることとなった⁽⁷⁾。この際に、監督行政庁の一本化に伴って、新公益信託法立案作業の担当官庁も法務省から内閣府へと変更されている。

以上の経緯が示すことは、公益信託と公益法人は、法制上は（そして後述するように、少なくともこれまでは実際の担い手においても）異なる存在ではありながら、相互に密接に関連付けられざるを得ない、ということである。このことは、両制度に「同等の」税制優遇とそれに見合った規律を求める、という議論を促す一方で、それを突き詰めると、公益法人にはない公益信託の固有の利点は何かが問われかねない、難しい要素ともなる。

(2) 旧公益信託税制の展開⁽⁸⁾

前述の通り、公益信託は、法制度としては大正11年から存在していたが、公益信託の引受に係る主務官庁許可制（旧信託法68条）の下、実際に主務官庁の許可を受けて引受がな

されたのは昭和52年の2件（外務省・建設省）が初めてのケースであったとされる。当時、公益信託に係る税制は極めて簡素なものであったが⁽⁹⁾、特段の不都合が生じなかったのはこのためである。

その後、昭和50年代の大蔵省（当時）主税局や信託協会の間での議論⁽¹⁰⁾を経て、昭和62年・63年により本格的な公益信託税制が整備された（旧公益信託税制）。これは、公益信託のうち、所得税法で定めた一定の要件⁽¹¹⁾を満たしたものを「特定公益信託」として所得税・法人税の非課税を定め、そのうちでさらに一定の加重的な要件を満たしたものを「認定特定公益信託」⁽¹²⁾として、信託財産出捐者が寄附を行ったものとみなして（みなし寄附金）、寄附優遇（所得税法上の寄附金控除、法人税法上の別枠損金算入、相続税・贈与税における課税対象からの除外）の恩恵を与える、というものであった⁽¹³⁾。

昭和62年の税制改正について、今日の観点から興味深いのは以下の3点である。

第1に、前述の平成18年公益法人制度改革と同様、昭和50年代の立法準備の段階でもやはり、公益法人不祥事が世間の耳目を集めており、この公益法人の轍を踏ませないために公益信託について公益性を担保する（具体的には、所期の公益目的に信託財産が用いられない事態を防止し、委託者や特定私人の利益として還元されることのないように確保する）ための仕組みが必要であると指摘され、それが旧公益信託税制における運営委員会必置規制⁽¹⁴⁾等に繋がった、という経緯が紹介されている⁽¹⁵⁾。近年では、資金助成型の公益信託を前提に、運営委員会の専門的・中立的知見を活用できることが公益信託の受託者にとっても便宜である、として肯定的に捉え

る声も聞かれるが、元々はこうした規制的側面が強かったということである。本稿の冒頭でも述べたように、公益信託税制は、公益法人制度の動向から影響を受けざるを得ない、ということである。

第2に、本稿の関心からはより本質的な事柄であるが、既に昭和50年代の改正準備作業において、公益信託を「みなし公益法人」とし、公益法人税制と同様の扱いを措置する案が積極的に検討されていたことが注目される。これは、公益信託税制を公益法人並びとするとする信託協会の要望からは最も素直な案であると言え、課税上は様々な整理もつけやすい（例えばこの場合、公益法人と同様、収益事業課税も想定されていた）。しかし、主税局からは、この提案は公益信託財産が委託者・受託者・受益者のいずれからも独立したものと考えることを前提とするところ、信託法との整合性に疑問がある（法務省との協議が必要になる）として難色が示された⁽¹⁶⁾。結局、公益信託財産の帰属という大きな問題に踏み込むことはせず、信託協会および関係省庁にとってより緊急度の高い目標であった、公益信託への財産出捐に対する（公益法人と同等の）寄附税制の整備が優先された。これが上述したように、基本となる「公益信託」の税制上の位置づけを曖昧にしたままの、「特定公益信託」「認定特定公益信託」の整備（後者が、寄附税制の受け皿となる）という旧公益信託税制の建て付けに繋がった。この結果、特定公益信託の要件を満たす場合にはよいが、そうでない「通常の」公益信託について様々な面で税制上不透明な要素が残るものとなっていたことは、既に別の機会に詳述したところである⁽¹⁷⁾。

第3に、特定公益信託（および認定特定公

益信託)については明確に税制優遇が措置されたものの、その代償として、様々な制約が加わった。特に、信託財産として受入可能な財産が金銭に限定され(改正前所得税令217条の2第1項3号)、その運用方法も預貯金、公社債等に限定されたこと(同4号)は、含み益財産出捐時のキャピタルゲイン課税や、積極事業を行った際の収益事業課税の問題を回避できる一方で⁽¹⁸⁾、公益信託を法的受け皿とする積極的な公益事業(例えば、環境価値の高い土地、文化的価値の高い建物を公益信託財産とする維持管理や、美術品コレクションの管理・展示・貸出等)の実施を不可能とした。これは公益信託法の観点からは合理的説明が困難であり、今回の法制審信託法部会の審議でも早々にこうした制限は無用のものとして廃止する方針が固められたため、税制の対応が注目されていたところである。

(3) 新公益信託法整備に向けた論点

既に別稿⁽¹⁹⁾でも指摘したように、公益信託法の改正作業は、①民事法の観点(ガバナンス確保と公益促進のために公益信託の法制に求められる事柄—とりわけ、受益者の不存在によるモニタリング機能低下を補うための信託管理人の必置)と、②税制の観点(所得課税等の税制一般との整合性(税の公平性)、あるいは特別措置とするならばその根拠付けおよびそれに見合う要件)を摺り合わせながら進める必要があったところ、専ら①を所管する法務省・法制審議会の議論では、②について踏み込んだ議論ができないという難しさがあった。上記2.(1)で述べた経緯で内閣府が所管することになり、令和5年初から政府部内で具体的な立案作業が開始されてはじめて、①・②を突き合わせながらの作業が進む

ことになった。結論的には、②の観点から困難な問題を惹起することになる部分で①の観点からも必須とは言えない要素については、法制審の要綱からの修正を加えることで、両者の適切な交通整理がなされたとと言えるだろう⁽²⁰⁾。

内容面では、(a)「新公益信託の税制優遇は公益法人のそれに見劣りするものであってはならない」という要請がある一方で、(b)公益信託と公益法人の法的仕組み、具体的な担い手やガバナンスの仕組みの違いにも配慮する必要もある。両者は逆方向に働きうるところ、どう折り合いをつけるかが問題となった。(b)については、旧公益信託は、事実上、信託業法の規制に服する信託銀行や信託会社のみを受託者とするものであったがゆえに「軽量・軽装備」なガバナンスの仕組みで済んでいたところを、(これまた法制審では比較的早期に既定路線となった、公益信託受託者の範囲拡大を与件として)公益法人並みの重装備の仕組みとするのでは公益信託のメリット、ひいては二つの異なる法的受け皿を用意する意味がなくなかなかねない。特に、公益法人の側でも不評であった財務規制⁽²¹⁾が、従来と同様の資金助成型の活動を行う新公益信託にも適用されると過剰規制になるのではないかと懸念があった。

この点、ガバナンスの観点(上記①)からは、新公益信託の全てに従来の公益法人と同等の財務規制を及ぼす必要はないということは比較的導きやすい。事実、すでに法制審の段階で、公益信託事務に係る収入(寄附金及び預貯金の利子その他の主務省令で定めるものを除く。)があることが予定されていない公益信託については、公益法人と同様の財務規制は適用しないものとする旨の方針が盛り込ま

れていた（要綱 第9の4(2)）。しかし、税制の観点（上記②）からも同様の結論が当然視されるかは、その時点ではなお予断を許さない状況であった⁽²²⁾。結局、この懸念については、前述した「新しい資本主義」の下で民間による公益活動の後押しというモメントが強調され⁽²³⁾、公益法人財務規制の合理化が同時に進められたこと⁽²⁴⁾が追い風となり、従来型＝資金助成型の公益信託については改正後の（公益法人と同様の）財務規制の適用除外を受けられる類型（「特定資産公益信託」）が設けられたため、従来型の公益信託の受託者には安心できる内容となったものと評価できる。

3. 新公益信託税制の基本的特徴

(1) 基本構造—「一階部分」「収益事業課税」

を持たない簡素な仕組み

前述のとおり、旧公益信託税制は、極めて簡素な公益信託税制の上に、必要最小限の税制上の措置を施した「特定公益信託」の仕組みが「二階部分」として乗る建て付けになっており、この二階部分からこぼれ落ちた場合の課税関係については、旧公益信託法の主務官庁許可制の下では実例がない（その可能性がそもそも排除されている？）ので不分明な状態が続いていた。これに対して、主務官庁制の廃止を基本方針とした新公益信託法の下では、潜在的には「公益信託となることを意図して信託契約が結ばれたものの、公益認可が受けられない」公益信託の扱いが問題となり得るところであった。

新公益信託も、信託関係の成立については信託法の規律に従う（新公益信託法4条）。具体的には、委託者と受託者の信託契約（信

託法3条1号）または遺言（同2号）によってすることを要する。しかし、新公益信託法は、行政庁の公益認可を受けることを公益信託の効力発生要件とし（6条）、受託者となろうとする者が公益信託認可の申請を行うことを義務づけた（7条）。つまり、「公益認可がまだない公益信託」は民事法上有効に存在し得ない。また、新公益信託法30条所定の事由により公益信託認可が取り消された場合、公益信託自体が終了し（23条）、速やかに清算の手続（26条以下）に移行することになるから⁽²⁵⁾、「公益認可を失った公益信託」の課税関係が問題となる場面も現れない。つまり、公益法人制度におけるように、公益認定を（まだ）持たない／失った「一階部分」としての「非営利型法人」（法人税法2条9号の2、同法施行令3条）に相当するカテゴリーを整備する必要はなくなった。

さらに、新公益信託は、「受益者の定め（略）のない信託であって、公益事務を行うことのみを目的とするもの」（新公益信託法2条1項1号）とされており、収益事業課税の問題が生じない建て付けとなっている。これは、公益法人の認定要件が「公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること」（公益認定法5条1号）とされ、一定の範囲内の収益事業が許容されている（同法5条7号・8号、15条）ことと好対照をなす。その上で、公益信託が行う公益事務については、公益法人の公益目的事業と同様の財務規制が原則として及ぶことになっている（→(2)）。

つまり、新公益信託法は、公益法人との完全な横並びを目指すのではなく、公益事務のための財産の管理運用の仕組みとしての公益信託には本質的でない要素を取って公益信託から除外することによって、税制の側での大

幅な簡素化を可能にしたと言えるだろう。

(2) 「特定資産公益信託」の例外

前述2.(3)のとおり、公益法人並みの税制優遇を得ることが、同等の財務規制の適用を受けざるを得ないことを意味するののかについては、とりわけ既存の資金助成型の公益信託の受託者において懸念されていたところである。この懸念について、新公益信託法は、「特定資産公益信託」(同法8条柱書)という類型を設けることで対応した。これは、①信託財産が寄附により受け入れた金銭又は預貯金、国債その他これらに準ずる資産(いずれも内閣府令で定める要件に該当するものに限る。)に限られること、②当該信託財産(その信託財産に帰せられる収益を含む。)について内閣府令で定める方法によってのみ支出すること、の2点を信託行為に定めた公益信託をいう。具体的な要件についてはなお内閣府令の制定を待つ必要があるものの、基本的に従来型の公益信託はこの類型に該当するものと考えてよい。

この「特定資産公益信託」に該当すると、新公益信託法8条各号が列挙する公益信託認可基準のうち、収支均衡基準(同条8号・16条1項)、公益事務割合基準(同条9号・16条2項)、使途不特定財産額制限(同条10号・17条)、という今次改正を経た新たな公益法人財務規制に準じる規制の適用を受けないことになる。

裏側からいえば、「特定資産公益信託」に該当しない公益信託、つまり土地や美術品等の資産を信託財産として受け入れ、あるいは美術品コレクションの管理・貸出等の積極事業を公益事務として行う公益信託については、収益事業課税こそないものの、公益法人

と同等の公益認可・監督における規制を受ける。そもそも今回の新公益信託法の柱の一つが、受入可能な財産および信託財産の態様・事務内容について、旧公益信託税制の「特定公益信託」の枠組みに囚われない範囲への拡充を図ることにあったことに留意されたい。現実には、本来それのみを行いうるはずの「公益事務」に付随する収益(例えば美術館の駐車場収入程度であろうか)の範疇を超える規模の収益を公益信託が得ているという場面も考え得るが、その場合には収益事業課税の問題となるよりも前にまず、公益事務割合基準に違反するものとして、新公益信託法28条乃至30条に規定された行政庁の監督権限(報告徴求・立入検査・勧告・命令・公益認可取消し)において対応されるものと考えられる⁽²⁶⁾。

(3) 公益信託終了時の処理

公益信託財産についても、公益法人の場合と同様、その終了時に私人には帰属させず、公益目的の範疇に留める、という考え方がとられているが、ここでも公益法人と比較した場合の簡素化が図られている。

公益法人の場合、公益認定が取消された場合には「公益目的取得財産残額」(公益認定法30条)を他の類似の目的をもつ公益法人等、あるいは国・地方公共団体に贈与する旨を定款で定めておくことが、公益認定基準の一つとされている(同法5条17号)。しかし、法人が主体としての「贈与」という行為が観念され、かつ、公益目的取得財産ではない、いわば「一階部分」の法人財産(例えば収益事業の課税済所得に由来する部分)については公益目的贈与の縛りの外に置かれる、という意味で、公益法人としての地位を喪失した後もなお残る法人や財産が観念できる。

これに対し公益信託の場合、前述の通り、公益信託認可の取消によって当然に終了する（新公益信託法23条）。公益信託終了時の信託財産帰属先として、類似の事業を目的とする公益信託の受託者や公益法人、その他の公益法人等、さらに国や地方公共団体、を信託行為に明示しておくことが公益信託認可基準の1つである（同法8条13号）から、公益信託財産の全てが公益目的の領域に留まる、という建て付けとなっている。これは信託行為によって決まるので、清算時に受託者等の意思が介在する余地はない。つまり新公益信託法においては、委託者（の相続人）等の私人への信託財産の帰属の可能性は法的に排除されるので、公益信託財産が実は委託者の相続財産を構成し相続税の課税対象となりうるのではないか、といった旧公益信託税制下のような問題⁽²⁷⁾も生じないことになる。

(4) 公益信託財産の課税上の地位

公益信託も信託法の規律を受ける信託の一種であるから、私法上、その信託財産は受託者に帰属するが、その管理・処分は信託目的による拘束を受ける（信託法2条3項）。そして公益信託の場合、この信託目的が専ら公益事務を行うこと（新公益信託法2条1号・2号）とされる。では、公益信託財産の帰属、あるいは公益信託財産につき生じた収益費用の帰属は、租税法上どのように整理されるのであろうか。

この点、旧公益信託税制については、いわゆる信託導管理論の影響が指摘されてきた⁽²⁸⁾。「信託」とは所得を通すパイプであり、所得がそのパイプを通して特定の受益者に達したならば、それは受益者の所得として課税し、まだ受益者に届かないときは委託者の所

得として課税する、というこの考え方によれば、受益者不特定・未存在信託の一種である公益信託については、公益信託財産はまだ委託者の手元に留まっているとみなされる、ということになる。事実、旧公益信託税制のうち、所得税法以外の場面では、このような整理の下、私法上の帰属にかかわらず、委託者やその承継人が引き続き公益信託財産を有するものとみなした上で⁽²⁹⁾、「特定公益信託」のみをそこから除外することによって（しかし誰に帰属するのかは明示しないまま）結論としては非課税とする扱いがとられてきた⁽³⁰⁾。たとえば法人税法上、特定公益信託の信託財産に属する資産・負債および収益・費用は、委託者に帰属するものとみなす規定からは除外され（令和6年度改正前法人税法附則19条の3括弧書き）、受益者課税原則の適用も受けない（同12条1項ただし書）から、結局、法人の受託者に帰属するしかないことになるが、その収益・費用でないものとみなす（同3項）、という形で非課税という結論が導かれるというきわめて技巧的な立法技術が採られていた。所得を誰かに帰属させた上でそれを公益性のゆえに非課税扱いとする「みなし公益法人方式」（あるいは平成19年信託税制で導入された「法人課税信託」の一種とみる）という考え方ではない⁽³¹⁾、ということである。

今回の改正では、公益信託財産をそれぞれ独立の法人とみなした上で課税関係を整理する、法人課税信託のような立法技術の活用も考えられたところであるが、結論から言えば、新公益信託税制はそれとは異なる整理を採用した⁽³²⁾。以下順を追って整理しよう（以下では特に断りのない限り、条文番号は令和6年度改正後のものとする。）。

まず、新公益信託の委託者に信託財産がなお帰属する（かのように扱う）とする規定は、今回の改正に伴い削除され⁽³³⁾、公益信託の成立に伴い信託財産が受託者へと移転することが法文上も明確化された⁽³⁴⁾。その上で公益信託財産に属する資産・負債および公益信託財産に帰属する収益・費用が、受託者の資産・負債および収益・費用ではないものとみなす、という従前からの立法技術⁽³⁵⁾により、非課税という結論を導いている。相続税・贈与税との関係でも、委託者やその承継人は新公益信託が有効に成立することによって信託財産との結びつきを失い、以後課税関係が生じないと整理されたことは、前述の公益信託終了時に信託財産が私人の手に戻らない仕組みとなっていることとも整合的である。その上で、所得税法上は従前どおり「公益信託…については、所得税を課さない」とする立法技術（所得税法11条2項）により、信託財産運用収益等に係る源泉徴収所得税についても引き続き非課税とする扱いが維持されている。

なお、公益信託の公益事務として信託財産からの金銭等の給付を受ける者（受益者ではない）については、贈与税が非課税とされる一方で、所得税（一時所得）の対象となることが明確にされた⁽³⁶⁾。これは公益法人から個人が給付を受けた場合の扱いに等しく、公益信託の受託者が個人か法人かを問わない規定ぶりとなっていることが興味深い。

以上を要するに、新公益信託税制は、公益信託の信託財産を受託者に帰属するものとして整理する一方で、収益・費用や源泉徴収等のフローの扱いを非課税で統一すれば十分であり、それ以上にあえてこの信託財産を法人とみなす（みなした上で「そのみなし法人の」非課税扱いの規定を置く）必要はない、と判

断したものと考えられる。これは、新公益信託法の構造とも整合的である。本節(1)～(3)で見てきたように、公益信託の効力発生～信託期間～終了時の処理を通じて、公益信託法は、公益信託財産が受託者の管理下で「公益事務のみに向けられた財産」の性質を維持するように、種々の法規制を設けている。これらの法規制が機能する限り、公益信託財産に関して生じる課税事象は限定されるはずである。一定の自律性をもった法人であれば、その自律性に随伴する様々な課税事象（収益事業所得や、公益目的取得財産以外の残余財産の私人への分配）も想定され、それらに対処するためのフルセットの「みなし法人」規定を置く必要があるかもしれないが、上述の通り、新公益信託についてはそのような必要性は認められない、ということであろう。新公益信託税制の使い勝手を考えれば、いたずらに重装備にすることは賢明ではない。今回の改正が「みなし法人」構成を採用しなかったことは、合理的な判断であったと評価できる。

4. 新公益信託税制の各論的検討

以下、新公益信託税制に係る各論的な論点として、①含み益資産の扱い、②地方税法の規定の解釈、③消費税法上の改正、に触れておく。

(1) 含み益資産の扱い

新公益信託法の主眼の一つとして、受入可能な信託財産を金銭に限定せず、信託財産の管理・運用方法についても旧公益信託税制が許容していた方法⁽³⁷⁾から大幅に自由化することがあった。信託財産の運用上生じたキャピタルゲインや知的財産の使用料等、様々な

収益は全て非課税となることは論を待たない(所得税法11条2項、法人税法12条3項)。問題は公益信託設定のための受託者への財産移転である。前述の通り、旧公益信託税制の下では信託財産の帰属は、委託者にとどまる(通常の公益信託の場合)か、明示されない(特定公益信託の場合)という扱いであったから、そもそも金銭のみを信託財産として抛出可能であったことと併せて、この論点が具体化することはなかった。しかし今回の改正で、公益信託の成立に伴い、受託者に信託財産が移転することが租税法上も明確になったから、含み益資産(株式、美術品等)が信託財産とされる場合には、みなし譲渡課税の問題を生じることになる。

今回の改正では、公益信託の信託財産とするために支出した財産は、租税法上は明確に委託者による贈与または遺贈と位置づけた上で(所得税法67条の3第8項)、寄附金として所得税法・法人税法上の寄附優遇税制(寄附金控除・損金別枠算入)の対象とされた(所得税法78条2項4号、法人税法37条5項)。この点、旧公益信託税制では、信託財産の租税法上の帰属の曖昧さにも連動して、信託財産への抛出を法的にどう位置づけるのかも明らかとされておらず、単に「寄附金とみなす」扱いとされていた。今回、如上の整理がなされたことで、実際上の扱いは変わらないが、理論的にはすっきりしたところである。

さて、公益信託の受託者が法人である場合にみなし譲渡課税の対象となることは従来の所得税法59条の条文上も明らかであったが、今回の改正は、個人の受託者の場合にも同様の扱いを及ぼすことを明示した。すなわち、公益信託の受託者である個人に対する、その信託財産とするための贈与については、みな

し譲渡課税の対象とし(所得税法59条1項1号)、通常の個人間贈与のようにキャピタルゲイン課税繰延・取得費引継ぎの対象とはしない(同60条1項1号)。これが原則的な扱いであるが、公益法人等への贈与の場合、一定の要件の下で、みなし譲渡課税非課税(厳密には「猶予」と言うべきであると思われる)とする特例(租税特別措置法40条)がある。今回の改正で、この特例の対象に、公益信託受託者への財産移転が含まれることとなった(措置法40条1項2号)⁽³⁸⁾。これにより、例えば含み益株式を信託財産とする公益信託を、キャピタルゲイン課税を受けずに設定し、公益信託受託者において適宜株式を譲渡(非課税)し対価を投資ポートフォリオとして運用しながら⁽³⁹⁾、公益事務のために徐々に払い出す、というアレンジが可能になった⁽⁴⁰⁾。ただしこのような含み益株式を信託財産に含めた場合には、前述の「特定資産公益信託」(新公益信託法8条柱書)の要件を満たさなくなるとされる(あるいは同条の「これらに準ずる資産」で「内閣府令で定める要件に該当するもの」に含まれる可能性もあるが、旧法下での特定公益信託の範疇に収まるものでない以上、難しいと思われる)。

(2) 住民税との関係

テクニカルな論点であるが、道府県民税と市町村民税における公益信託の信託財産について生ずる所得の扱いについて確認しておく。

まず、地方税法上の信託財産の原則的取り扱い、これを信託の受益者(ただし、受益者としての権利を現に有するものに限られる)に帰属するものとみなして、信託財産に帰属する収益・費用を当該受益者の収益費用

とみなす（地方税法24条の3（道府県民税）、294条の3（市町村民税）、72条の3（事業税））、というものである。

しかし、旧公益信託税制においては、これを委託者（またはその承継人）に帰属するものとみなして課税関係を整理する規定（改正前地方税法附則3条の2の3（道府県民税・市町村民税）、同8条の4（事業税））が置かれていた⁽⁴¹⁾。前述した信託導管理論の考え方である。今回の改正はこれら規定を削除したため、上述の受益者課税原則に戻ることになる。しかしそこにある「受益者」はあくまでも「受益者としての権利を現に有するものに限られる」のであり、いずれにせよ公益信託について公益信託財産が帰属すべき受益者は存在しないので、この規定も適用がないということになる。そうすると、新公益信託法の考え方および新公益信託税制の考え方（→3(4)）からすれば、受託者に公益信託財産が帰属すると考えた上で、課税関係を整理することになる。確かに明示的な非課税規定はないが、住民税の課税標準が基本的に所得税法・法人税法に準拠して算定されることを踏まえれば、あえて地方税法に定めるまでもなく、公益信託の受託者に住民税が課されることはない、との結論を導ける⁽⁴²⁾。

なお、事業税については、改正後の地方税法72条の3第1項ただし書が、集団投資信託等と並んで新公益信託の信託財産に帰せられる収益及び費用について、受益者帰属の原則が及ばない、と定めている。さらに同条3項は、信託財産に属する資産・負債および収益・費用が受託者にも帰属しないとみなす定めを置く、法人税法と同様の立法技術⁽⁴³⁾によって、公益信託に関与する全ての者について事業税が課されない、という結論を導いている。

(3) 消費税の扱い

消費税法については、納税義務者の所得に課税する所得税・法人税・住民税等とは異なり、「課税資産の譲渡等」については、たとえ国や地方公共団体、公益法人等が行うものであっても課税対象とする仕組みとなっている。これは、間接税である消費税において、担税者はあくまでも最終消費者とされ、納税義務者たる事業者が公益目的で活動している等の人的属性は考慮されないからである（あくまでも取引の物的属性、例えば身体障害者用の物品（車椅子等）の譲渡、に着目して非課税規定が設けられている⁽⁴⁴⁾）。したがって消費税法との関係では、新公益信託の信託財産に係る課税資産の譲渡等を行う主体をどのように定義するか、が問題となる。無論、相応しい主体は受託者しか考えられず、立法上もそれが確認されているが（消費税法14条1項ただし書により、私法上の信託財産帰属主体たる受託者に戻るようになる）、信託銀行のように複数の公益信託の受託者となっている場合には特に、これらを信託銀行の固有事業と区別して扱うのか一体として扱うのか、小規模事業者の判定はどのように行うのか、といった問題が生じることになる。

この点について、令和6年度改正後の消費税法15条は、新公益信託の受託者は、各公益信託の信託財産ごと、及び受託者自身の固有財産、をそれぞれ別の者とみなした上で、それぞれに信託財産等が帰属するものとして、消費税法の規定を適用することにした。つまり、所得課税については採用されなかった法人課税信託の立法技術が、消費税法に限って採用されたということになる。前段落で述べたように、新公益信託の受託者が信託財産について行う取引は、消費税法上当然に非課税

となるわけではないことから、受益者の定めのない信託に課税するための立法技術としての法人課税信託が用いられている、ということであろう。

もちろん、消費税法上、金融取引や無償での金銭や物品の給付はそもそも「資産の譲渡等」（消費税法2条1項8号）にあらず、不課税取引となるから、従来型の助成型の公益信託（「特定資産公益信託」）について消費税法上の課税関係が生じることは考えにくい⁽⁴⁵⁾。他方で、低廉であっても対価を得て美術品コレクションを貸し出す等の積極事業を行う場合、課税資産の譲渡等に該当し、消費税の課税関係が生じることになる。

興味深いことに、同一の受託者が複数の公益信託を引き受けている場合にも、免税事業者の判定（消費税法9条）との関係では、受託者の固有事業および各公益信託に係る課税売上高を合算した額を参照するとされている（消費税法15条4項）。元来、消費税法9条の小規模事業者に係る免税規定は、課税売上高に反映される担税力ではなく、小規模事業者の事務処理能力に配慮したものである。個々の公益信託財産に係る課税売上高が少額であったとしても、それが直ちに受託者の事務処理能力の小ささを意味するものではないとすれば、この規定は妥当なものと言えよう。

5. むすびにかえて

以上、新公益信託税制について、旧公益信託税制と対比しつつ、その基本構造および特徴的な改正事項について概説してきた。最終段階では、新たな公益信託法制の整備と並行して行われ、さらに同時期に行われた公益法人法制の改正とも相俟って、ところどころ技

巧的な箇所はあるものの、全体としてバランスのとれた、合理的な立法措置がなされたものと評価できる。

他方で、公益信託の受託件数、信託財産残高ともに、21世紀に入ってからには長期的に減少傾向にある⁽⁴⁶⁾。新公益信託法は信託報酬についての規制を合理化し、受託者側のハードルを緩和したが⁽⁴⁷⁾、公益信託を利用したいと考える篤志家側のニーズについてはどうか⁽⁴⁸⁾。実務界からはニーズが強い split-interest trust について、新公益信託法では、私益信託と公益信託を峻別し、両者間の移行の可能性は認めなかった。それ自体は妥当な判断である（米国法においても、Charitable Remainder Trust 等はあくまでもチャリティを質的受益権者の一部とする私益信託である）が、例えば、まず純粋な私益信託として財産を受け入れつつ、一定の条件成就等を機に、受託者が公益信託認可を得て財産を公益信託へと移行する手続を行う、といった、Charitable Remainder Trust 的な機能を持つ信託をデザインするということも（利益相反等、ガバナンス課題への適切な手当を施した上で）考えてみる価値はあるのかもしれない。むしろ、私益信託である以上、直ちに租税利益を与えるということはできないが、高齢の篤志家の認知症リスク等を踏まえた資産管理の一環として、将来的な公益信託への拠出を予め組み込んでおく、といったニーズは開拓可能かもしれない。ともあれ、よく整備され、予測可能性の高い税制は、民間の創意工夫によるビジネスや公益活動にとっての必要条件である。今次改正が、民間公益活動の一翼を担う公益信託のさらなる発展に繋がることを願ってやまない。

【注】

- (1) 「公益信託に関する法律」(令和6年5月22日法律第30号)。
- (2) 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(平成18年法律第49号)。以下では「公益認定法」と呼称する。
- (3) 詳細については、財務省「令和6年度税制改正の解説」90頁以下、285頁以下(所得税法関係・租税特別措置法を含む)、345頁以下(法人税法関係)、595頁以下(相続税・贈与税関係・租税特別措置法を含む)、801-804頁(消費税法関係)、871-872頁(地方税法関係)も参照のこと。
- (4) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(平成18年法律第48号)、公益認定法(前掲注2)、「(両法律の)施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第50号)のいわゆる「公益法人改革関連三法」として同じく平成18年に成立し、平成20年12月1日より施行された。
- (5) 平成29年夏頃までの議論状況ではあるが、旧公益信託税制の課題について参照、藤谷武史「公益信託税制の現状と課題」信託271号42頁。
- (6) 「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議・中間報告」(令和4年12月26日)2頁。
- (7) 「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議・最終報告」(令和5年6月2日)10頁。
- (8) 以下、本項の内容については、雨宮孝子「公益信託税制の変遷と現状」慶應義塾大学法学部法律学科開設百年記念論文集(1990年)111頁以下及び吉牟田勲「昭和62年の本格的な公益信託税制改正の経緯」信託191号(1997年)57頁以下の記述に依拠した。
- (9) 大正11年信託法制定に伴い措置された当時の所得税法3条の2は公益信託について明確な定めを置かず、昭和15年の税制改正で公益信託の信託財産につき生ずる所得につき所得税・法人税を非課税とする旨の規定がはじめて設けられた。周知の通り昭和15年税制改正は、それまで所得税法の一部とされていた法人に対する課税(第一種所得税)を新たに法人税法として独立させるものであったが、公益信託については、公益信託財産に係る所得税法上の非課税規定(所得税法6条)を法人税法5条が準用するかたちが採られた。その後、昭和40年の税制改正で、公益信託財産の所得税非課税の規定が現在の位置(所得税法11条2項)に移動する一方で法人税法における準用規定がなぜか(その理由は明らかにされていない)脱落してしまった。この結果、委託者が法人の場合の公益信託の課税上の扱いについては、明文規定がない状態となっていた。参照、雨宮・前掲注8、115-118頁。
- (10) 吉牟田・前掲注8、58頁以下。
- (11) 令和6年度改正前所得税法78条3項・所得税法施行令217条の2第1項。
- (12) 令和6年度改正前所得税法78条3項・所得税法施行令217条の2第3項。
- (13) 詳細については、藤谷武史「公益信託と税制」信託法研究37号(2012)34-39頁。
- (14) 令和6年度改正前の所得税法施行令217条の2第1項6号。
- (15) 吉牟田・前掲注8、63頁。
- (16) 吉牟田・前掲注8、79頁。なお、昭和62年当時は抜本的税制改革の途上であり、売上税法案が廃案になって、翌63年に改めて消費税として成立した時期だったことも背景にあったと思われる。
- (17) 前掲注5・注13の拙稿。
- (18) なお、吉牟田・前掲注8、80頁によると、後述する租税特別措置法40条の改正は昭和62年改正の際の主計局案にも含まれていたが、その後改正が行われなかった、ということのようである。
- (19) 拙稿・前掲注13、34-39頁。
- (20) 例えば、要綱では、公益信託の目的として「祭祀・宗教」も含むものとなっていた(要綱第2の1)。これは旧公益信託法66条の文言を踏襲したものとして民事法の観点からは違和感のないものであったと思われるが、宗教法人等への寄附につき税制優遇を認めていない我が国税制の基本構造との関係では、公益信託認可と寄附優遇税制の連動を困難にする要素であった(拙稿・前掲注13、34-39頁)。新公益信託法では、同法2条1項2号の「公益事務」の定義を、公益法人に係る公益認定法と同様に別表で列挙する方式とし、その別表では(公益認定法と同様)「祭祀・宗教」を含まない仕組みとされたため、この問題は解決した。
- (21) いわゆる財務三基準と呼ばれ、①公益目的事業に係る収入が適正な費用を超えないと見込まれること(収支相償)、②公益目的事業比率(費用ベース)が100分の50以上になると見込まれること、③遊休財産額が年間の公益目的事業費を超えないと見込まれること、から成る。特に①が遵守される場合には、公益目的事業の収益蓄積を通じた自律的な規模拡大は困難であるし、後掲注22のようにチャリティ非課税を理解するとすれば、それとは相容れない考え方

であるとも言えよう。

- (22) 平成18年公益法人制度を受けた平成20年度税制改正における新公益法人税制により、公益目的事業は(外形的に収益事業に該当しても)非課税とされたが(法人税法施行令5条2項1号。同改正までは、外形的に収益事業に該当すれば、たとえ公益活動であったとしても、法人税法6条により課税対象とされた)、結局、収支相償基準が遵守される限り、公益目的事業において実質的に課税対象となる利潤は生じない仕組みとなっており、むしろそのことが上記非課税扱いの実質的根拠となっていたということのように思われる。事実、平成20年度税制改正の解説284頁には、「公益法人認定法上は、公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えてはならないとの収支相償の基準が適用されます。このため、公益目的事業による収支差額が一時的には生ずる事業年度があるとしても、恒常的には生じ得ない収支構造であることが制度上確保されているといえます。そこで公益目的事業についてはあらかじめ収益事業の範囲から除外するというものです。」という説明が見受けられる。

- (23) 民間公益活動(チャリティ)がなぜ税制優遇(とりわけ、収益に対する所得税や法人税の非課税)に値するのかは、一見自明と思われるが、実は難しい問題である。今日に至るまで最も説得力がある理論とされているのは、Henry Hansmann教授(Yale大学)によるCapital Subsidy Theoryである。これは、以下のような理論である。

- ・チャリティは典型的には利潤の分配を禁じられた非営利組織を法的受け皿として行われるところ、チャリティが掲げる人的サービスの多く(例えば、途上国の子どもの保健衛生や就学支援を想定したい)は、通常の市場財と比べて、消費者(※ここでは寄附者が民間公益活動からの心理的満足を得る「消費者」とされる)がその「品質」を評価しにくい(本当に途上国の子どものために使われているのか、経営者が私物化しているのではないか、との疑念が生じる)。
- ・その結果、チャリティが提供するサービスへの「消費者」の需要(寄附等)が過少になる可能性が高いが、営利企業に比べて非営利企業(チャリティ)は、利潤を分配できないという制約を自らに課している点で、高い「品質」にコミットしているのではないかと、との信頼を消費者に生じさせやすい。したがって非営利企業の成長を公的に補助するこ

とには合理的理由がある。

- ・ところが非営利企業はまさに利潤を分配できないという制約の故に、投資＝企業の成長の財源へのアクセスが限られる。そこでこれを「収益を非課税とする」ことによって補っている、と説明すればつじつまが合う。

「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議」の最終報告書(前掲注7)でも、公益法人が目的実現のために活用可能な物的・人的資源を増大させるという意味での「成長」に重点が置かれている(同会議の有識者によるものとして参照、溜箭将之「公益団体のガバナンスと成長—日米比較からの問題提起(上)(下)」法律時報94巻2号92-96頁、3号83-87頁(2022年))。

- (24) 前述の有識者会議最終報告書は、「法人活動の自由度拡大」と「自由度拡大に伴うガバナンスの充実」を掲げ、財務規制なくなく収支相償基準と遊休財産規制については、以下のような合理化がなされた。

収支相償原則については、まずこれが単年度の収支赤字を強いるものではない(あくまでも「中期的な収支均衡状況の確保」を趣旨とする)という点を法令上明確化した上で、「中期的な収支均衡」の判定については、過去に発生した赤字も通算した収支差額とし、将来の公益目的事業拡充のための準備資金(※現行は、特定費用準備資金・資産取得資金であるが、これを包摂しより使いやすいのとする)たる「公益充実資金」の積立も費用とみなす旨の方針が示された。これについては改正後の公益認定法14条に明記され、具体的な基準等は今後制定される内閣府令に委任されている。

遊休財産規制については、これを「使途不特定資産」と名称を改めて規制の目的を明確化(事業の安定継続のための余裕資産は許容されるが、目的なく死蔵することは許容されない)し、上限額は引き続き設けるものの、上限超過については直ちに違法とするのではなく理由を説明させ、超過額が公益目的事業のために使用されることを明確化する、という新たな規制が採用された(改正後の公益認定法16条3項)。

- (25) 公益信託が終了するもう一つの原因として、信託法163条1号の定め(「信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなったとき。」)による場合がある(新公益信託法24条1項)が、この場合には委託者、受託者及び信託管理人の合意により、公益信託の目的を変更し、新公益信託

- 法12条の公益信託の変更等の認可を受けることによって、公益信託を継続することができる。
- (26) 尤も、「違法所得もなお課税されるべき所得であることを妨げない」という租税法の原則からすれば、公益信託法に違反して稼得された（「公益事務」に属するものとはいえない）収益の課税関係はなお気になるところであるが、後述するように、新公益信託税制において、公益信託の信託財産につき生ずる所得は端的に非課税とされている（改正後の所得税法11条2項および法人税法12条1項・3項）ことから、収益事業課税を受ける可能性はないと考える。
- (27) 改正前相続税法附則24条は、旧公益信託の委託者（その相続人その他の一般承継人を含む。）は、同法第9条の2第5項に規定する特定委託者に該当するものとみなして、この法律の規定を適用する、と定めていた。その上で、特定公益信託の信託財産については課税価格を零と評価するという通達の定め（相続税法基本通達9の2－6）によって相続税課税が生じることを回避していたに過ぎない。
- (28) 雨宮・前掲注8、116-117頁。さらに信託導管理論については、佐藤英明『新版 信託と税制』（弘文堂・2020年）177頁。
- (29) 令和6年度改正前法人税法附則19条の3、相続税法附則24条。地方税法上も委託者帰属とする整理が貫徹されていた。令和6年度改正前地方税法附則3条の2の2（住民税）、同8条の4（事業税）、同9条の3（地方消費税）。
- (30) 令和6年度改正前の所得税法11条2項（特定公益信託に限定しない非課税規定）、法人税法12条1項（特定公益信託のみ）、地方税法72条の3第1項但書（特定公益信託のみ）。
- (31) 公益信託の「法人課税信託」非該当性は令和6年度改正前の各税法で注意深く規定されていた（法人税法附則19条の3第2項、地方税法附則3条の2の2第2項、8条の4第2項、9条の3第2項）。
- (32) 新公益信託も受益者の存在しない信託であるが（新公益信託法2条1項1号）、法人課税信託からは除外されている（法人税法第2条第29号の2括弧書き）。
- (33) 前掲注29の各条文。
- (34) 所得税法59条1項1号ただし書・60条1項1号ただし書、67条の3第8項、相続税法12条1項4号・21条の3第4号（贈与税非課税）。
- (35) 法人税法12条1項ただし書および3項。
- (36) 相続税法21条の3第1項1号、所得税法9条1項17号括弧書き。
- (37) 令和6年度改正前所得税法施行令217条の2第1項4号。
- (38) なお、措置法40条については従来かなり厳格な要件があり、特に、公益法人等に寄附された含み益財産を速やかに（2年以内に）公益目的事業に直接供用するの でなければ非課税の承認が取り消されるルール（平成30年度改正前の租税特別措置法40条1項後段）は、同制度の利用可能性を限定させていると指摘されてきた（例えば含み益株式を基本財産に組み入れた上で適宜売却し投資ポートフォリオを組み替えて運用し、その収益を公益目的事業に用いさせる、ということができない）。平成30年度税制改正では、公益法人等には厳格な会計処理が行われ、基本金に組み入れられた資産は公益目的事業の用に供されるという用途が明確になっていることに鑑みて、上記直接供用要件にかかわらず、寄附された財産を譲渡しその対価を基本金に組み入れている場合にも、非課税制度の継続適用を認める、という改正が行われるなど、同制度の使い勝手を高める工夫がなされた（平成30年度税制改正の解説243頁以下）。
- (39) なお、同族会社の支配株主が公益信託財産として株式を拠出し、信託を安定株主として活用するという使い方がなされる可能性はある。この点について新公益信託法8条12号は、公益信託認可基準の一つとして、「その信託財産に他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の内閣府令で定める財産が属しないものであること。ただし、当該信託財産に当該財産が属することによって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合は、この限りでない。」を挙げているが、どの程度厳しい基準となるかについては、今後公表される政令・内閣府令を確認する必要がある。
- (40) なお、措置法40条は国・地方公共団体の場合には自動的に適用されるが、公益法人等への寄附の場合には強制適用ではないから（国税庁長官の承認を求める必要がある。措置法施行令25条の17第1項参照。）、含み損資産を信託財産とする公益信託の設定により、キャピタルロスを作り出すことはできると考えられる。
- (41) ただしいずれも「公益信託」から括弧書きで特定公益信託を除いていたので、当然ながら、特定公益信託の委託者が旧公益信託税制の下で課税されることはなかった。
- (42) 個人の場合には、均等割と所得割、法人の場合には

は均等割と法人税制であるが（地方税法24条、294条）ところ、所得割は所得税法に準拠して算定され（地方税法32条2項、313条2項）、法人税割は法人税法に準拠して算定される（地方税法23条1項4号、292条1項4号）ので、結局、所得税法・法人税法において公益信託の受託者が非課税とされる規定（所得税法11条2項・法人税法12条3項）があるために、住民税についての非課税規定が不要と判断されたと思われる。

(43) 前掲注35と対応する本文を参照。

(44) 消費税法6条1項、別表第二参照。

(45) なお、公益信託の受託者が受領する信託報酬については消費税が課されるから、別個の事業者としての公益信託財産が受託者から課税仕入れを行ったことになる。しかしこの公益信託には課税売上がないため、消費税法30条2項により、仕入税額控除は利用できない。

(46) 信託協会 News Release「公益信託の引受状況

（令和6年3月末現在）」（https://www.shintaku-kyokai.or.jp/archives/041/202406/public_interest_trusts_20240625.pdf）。

(47) 改正前所得税法施行令217条の2第1項8号は、特定公益信託の要件として信託報酬が「信託事務の処理に要する経費として通常必要な額を超えないもの」であることを義務づけており、時に高度な資産運用サービスを求められる信託銀行のビジネスとしては成り立ち難いものがあった。これに対して新公益信託法8条11号は、公益信託報酬について、「内閣府令で定めるところにより、当該公益信託の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支払基準を定めていること」で足りるとした。

(48) この点については、拙稿「公益のための信託と税制」能見善久＝神田秀樹＝樋口範雄（編）『信託法制の新時代（トラスト未来フォーラム創立30周年論文集）』（弘文堂・2017年）379頁。

（ふじたに・たけし）